

川崎市ふれあい館高齢者交流事業実施要綱

(目的)

第1条 在日韓国人・朝鮮人等の外国人高齢者に対して、民族的、文化的、歴史的背景を踏まえて、既存施設を活用しながら、ボランティア等の協力を得て、交流活動、レクリエーション、会食等を実施し、もって外国人高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、川崎市とする。ただし、事業を社会福祉法人青丘社に委託することができる。

(事業内容)

第3条 ふれあい館高齢者交流事業は、次の内容を行う。

- (1) 在日韓国人・朝鮮人等外国人高齢者の交流活動の実施
- (2) 在日韓国人・朝鮮人等外国人高齢者レクリエーションの実施
- (3) 在日韓国人・朝鮮人等外国人高齢者の会食の実施
- (4) その他本事業の目的を達成する上で必要な業務

(報告)

第4条 第2条ただし書の規定により委託を受けた者は、各年度の事業終了後、事業実施状況について、市長に報告するものとする。

(委任)

第5条 この要綱の実施について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。